

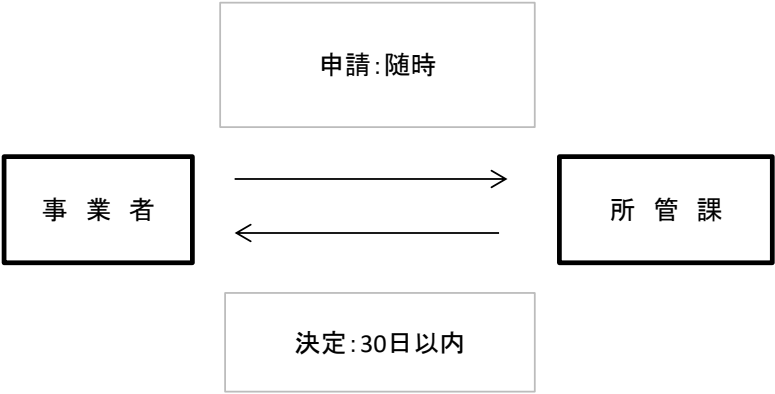
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 27

処 分 名	生活困窮者就労訓練事業の認定	
処 分 の 概 要	生活困窮者就労訓練事業を認定する。	
根 拠 法 令 名	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)	
条 項	第16条第2項	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標準処理期間		計 30日
審査基準	生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアルの策定について(平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める基準に該当すること。 【根拠法令等】 生活困窮者自立支援法 第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。 生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアルの策定について (平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局通知) 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」 第8 就労訓練事業の認定等	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。